看　　　　護

Ｉ　改　訂　の　要　点

平成20年１月の中央教育審議会答申を踏まえた各教科・科目の改善のうち、看護に関しては、医療の高度化、患者の高齢化・重症化等に対応し、フィジカルアセスメント等に関する専門性の高い看護判断能力、安全管理技術や医療機器等に関する安全で確実な看護技術を有し、看護倫理・コミュニケーション能力・人権を尊重する態度などの豊かな人間性を身に付けた人材を育成する観点から、科目の新設を含めた再構成、内容の見直しなどの改善が図られた。

１　教科目標

看護教育としての基本的なねらいに変更はなく、従前と同様である。

> 看護に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、看護の本質と社会的な意義を理解させるとともに、国民の健康の保持増進に寄与する能力と態度を育てる。

２　科目構成

改　訂（１３科目）	従前（６科目）	備　考
基礎看護	基礎看護	
人体と看護 疾病と看護 生活と看護	看護基礎医学	再構成
成人看護 老年看護 精神看護 在宅看護	成人・老人看護	再構成
母性看護 小児看護	母子看護	再構成
看護の統合と実践		新設
看護臨地実習	看護臨床実習	名称変更
看護情報活用	看護情報処理	名称変更

３　各科目

（１）新設された科目

「看護の統合と実践」

看護に関する各科目で習得した基本的な看護の知識と技術を臨床実践に活用できるよう統合さることをねらいとして新設された。「看護臨地実習」における学習の基盤となるものである。

①　目　標

看護に関する各科目において習得した内容を臨床で活用できるよう、知識と技術の統合を図るとともに、看護の専門職として必要な能力と態度を育てる。

②　内　容

(1) 看護活動と組織　　(2) 医療安全　　(3) 災害看護　　(4) 統合実践

③　配慮事項

指導に当たっては、臨床実践に近い状況を想定した実習を取り入れること。

④　内容の取り扱い

(1)については、チーム医療及び他職種との協働の中で看護師としてのメンバーシップ及びリーダーシップについて扱うこと。また、看護のマネジメントと国際社会における諸外国との協力の重要性について扱うこと。

(2)については、医療の安全確保に必要な基礎的な知識を扱うこと。また、具体的な事例を通して、安全の確保に関する看護師の役割、責任及び倫理について扱うこと。

(3)については、災害直後から支援できる看護の基礎的な知識や心的外傷後ストレス障害などの心のケアについて扱うこと。

(4)については、 看護援助を必要とする患者の設定を臨床に即して行い、その看護過程の展開と実践を行うこと。

（２）再構成された科目

改訂前の「看護基礎医学」の内容を整理分類し、「人体と看護」「疾病と看護」「生活と看護」の３科目に再構成し、看護に関する専門分野の基礎となる科目として内容の充実が図られた。

「人体と看護」

① 目　標

看護を実践するために必要な人体に関する知識を習得させ、人体と生活及び環境との関係について理解させる。

② 内　容

(1) 人体の構造と機能　　(2) 栄養　(3) 感染と免疫

③ 配慮事項

「疾病と看護」、「生活と看護」の内容構成を踏まえ、人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として理解を深めることができるように工夫すること。

④ 内容の取り扱い

(1)については、各器官系を構成する器官の構造と機能について、基本的な生活行動と関連させて扱うこと。なお、学科の特色に応じて、その概要を扱う程度とすることができること。

(2)については、生命維持のための栄養の生理、食習慣と健康及び食事療法の基礎的な内容を扱うこと。

(3)については、主な病原微生物の種類と特徴及び免疫の仕組みの基礎的な内容を扱うこと。

「疾病と看護」

① 目　標

看護を実践するために必要な疾病、治療及び薬物に関する知識を習得させ、これらと疾病からの回復を促進させるための看護との関連について理解させる。

② 内　容

(1) 疾病の成り立ちと回復の過程　　(2) 薬物と薬理

③ 配慮事項

ア 「人体と看護」、「生活と看護」の内容構成を踏まえ、人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として理解を深めることができるように工夫すること。

イ　内容の(1)のエ 系統別疾患及び(2)のエ 薬物治療については、学科の特色に応じて、扱わないことができること。

④ 内容の取り扱い

(1)については、病理及び主な疾患の病態生理について、疾病からの回復の過程を含めて扱うこと。

(2)については、薬理に関する基礎的な内容を扱うとともに、基本的な薬物について臨床での活用と関連させて扱うこと。

「生活と看護」

① 目　標

看護を実践するために必要な精神保健、生活者の健康及び社会保障制度に関する知識を習得させ、社会生活における医療と保健及び福祉との関係について理解させる。

② 内　容

(1) 精神保健　　(2) 生活と健康　　(3) 社会保障制度と福祉

③ 配慮事項

ア　「人体と看護」、「疾病と看護」の内容構成を踏まえ、人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として理解を深めることができるように工夫すること。

イ　内容(2)のウ ヘルスプロモーションと公衆衛生については、学科の特色に応じて扱わな

いことができること。

④　内容の取り扱い

(1)については、性の発達と心の健康との関連も扱うこと。

(2)については、生活環境や生活行動と健康との関連及びヘルスプロモーションや公衆衛生の基本的な内容を扱うこと。

(3)については、社会保障及び社会福祉の理念と基本的な制度を扱うこと。ウ 保健医療福祉関係法規については、看護及び看護活動と関連の深い保健医療福祉等に関する法規の概要を扱うこと。

従前の「成人・老人看護」の内容を整理分類し、「成人看護」「老年看護」「精神看護」「在宅看護」の４科目に再構成し、看護対象者の様々な状態や状況に適切に対応するため、それぞれの専門領域の教育内容の充実が図られた。

「成人看護」

①　目　標

成人の心身、生活、保健及び疾病について理解させ、成人の看護に関する知識と技術を習得させるとともに、その看護を行うために必要な基礎的な能力と態度を育てる。

②　内　容

(1) 成人の生活・健康の特徴と看護　(2) 機能障害と看護

③　配慮事項

(2)については、必要に応じて実習を行い、成人の特質に応じた基本的な看護の方法を習得させること。

④　内容の取り扱い

(1)については、成人の成長発達に伴う身体的変化と精神的・社会的発達、生活の特徴、健康問題などとそれに関連する成人の看護の特徴について扱うこと。

(2)については、身体の様々な機能障害とそれがもたらす日常生活の制限と治療にかかわる看護の知識と技術について基礎的な内容を扱うこと。なお、学科の特色に応じて、その概要を扱う程度とすることができること。

「老年看護」

①　目　標

高齢者の加齢、生活、保健及び疾病について理解させ、高齢者の看護に関する知識と技術を習得させるとともに、その看護を行うために必要な基礎的な能力と態度を育てる。

②　内　容

(1) 老年期の生活と健康　(2) 高齢者の保健医療福祉の動向　(3) 高齢者の日常生活の障害と看護　(4) 高齢者の代表的な障害と看護

③　配慮事項

ア　内容の(1)から(4)までについては、必要に応じて実習を行い、高齢者の特性に応じた基本的な看護の方法を習得させること。

イ　内容の(4)については、学科の特色に応じて、扱わないことができること。

④　内容の取り扱い

(1)については、高齢者を身体的、精神的、社会的側面など多様な視点から理解し、人間としての尊厳を保ち、自立した生活が送れるよう支援することの重要性について扱うこと。

(2)については、高齢者を支える基本的な社会保障制度や福祉制度について扱うこと。また、社会構造の変化や高齢化の進展に伴う高齢者の保健医療福祉の問題について扱うこと。

(3)及び(4)については、老化と疾病の程度に応じた老年看護の必要性とその方法の基礎的な内容について扱うこと。

「精神看護」

①　目　標

精神看護の意義と役割及び精神に障害のある人の看護の実際を理解させ、精神看護に関する知

識と技術を習得させるとともに、その看護を行うために必要な基礎的な能力と態度を育てる。

② 内　容

(1) 精神の健康と看護　(2) 精神医療の歴史と精神保健福祉　(3) 精神疾患と看護

③ 配慮事項

ア　指導に当たっては、精神の健康の保持増進及び精神障害時の看護を統合的に学習できるようにすること。

イ　内容の(3)については、学科の特色に応じて、扱わないことができること。

④ 内容の取り扱い

(1)については、精神の健康に関する基礎的な内容について扱うこと。また、精神看護の基礎的な知識や人間関係の成立過程、リエゾン精神看護などについて扱うこと。

(2)については、精神医療看護の歴史を通して精神に障害のある人の人権や精神保健医療における看護の役割、倫理的配慮について扱うこと。また、地域で生活していくための支援システムや必要な援助についても扱うこと。

(3)については、精神症状を有する人に対する看護に関する知識と技術について基礎的な内容を扱うこと。

「在宅看護」

① 目　標

在宅看護の意義と役割及び看護の実際を理解させ、在宅での看護に関する知識と技術を習得させるとともに、その看護を行うために必要な基礎的な能力と態度を育てる。

② 内　容

(1) 在宅看護の意義と役割　　(2) 在宅療養者と家族への支援

③ 配慮事項

ア　指導に当たっては、看護に関する各科目において習得した内容をもとに学習できるようにすること。また、在宅療養者とその家族に対するクオリティー・オブ・ライフを重視した在宅看護の特徴が学習できるようにすること。

イ　(2)については、講義と実習の一体的な指導により、知識と技術が統合化されるようにすること。

ウ　(2)については、学科の特色に応じて、扱わないことができること。

④ 内容の取り扱い

(1)のウ 訪問看護活動の形態については、在宅看護活動、組織的支援活動及びそれに携わる他職種と協働する中での看護の役割も扱うこと。

(2)については、在宅療養者の日常生活への援助とその家族の生活の状態に応じた援助をするための知識と技術に関する基礎的な内容及び診療の補助業務について扱うこと。ウ 訪問看護の実際については、在宅看護における終末期の支援技術についても扱うこと。

改訂前の「母子看護」の内容を整理分類し、「母性看護」「小児看護」の２科目に再構成することにより、各分野の専門性に応じて専門領域の教育内容の充実が図られた。

「母性看護」

① 目　標

母性の特質、生活、保健及び疾病について理解させ、母性の看護に関する知識と技術を習得させるとともに、その看護を行うために必要な基礎的な能力と態度を育てる。

② 内　容

(1) 母性の健康と看護　　(2) 母性の看護　　(3) 新生児の看護

③ 配慮事項

ア　(2)、(3)については、必要に応じて実習を行い、母性看護の対象及び新生児の特質に応じた基本的な看護の方法を習得させること。

イ　(2)のウ 周産期の異常と看護、(3)のイ 新生児期の異常と看護については、学科の特色に応じて、扱わないことができること。

④　内容の取り扱い

(1)のア 母性看護の意義については、母性看護の対象となる人の健康と母性看護の基本的な概念について扱うこと。イ 母子の保健と福祉については、母子保健の現状と母子の保健・福祉に関する基本的な法規や制度の概要を扱うこと。

(2)については、母性の健康及び妊婦、産婦、褥婦に対する看護に関する知識と技術について基礎的な内容を扱うこと。

(3)については、新生児に対する看護に関する知識と技術について基礎的な内容を扱うこと。

「小児看護」

① 目　標

小児の特質、生活、保健及び疾病について理解させ、小児の看護に関する知識と技術を習得させるとともに、その看護を行うために必要な基礎的な能力と態度を育てる。

② 内　容

(1) 小児の健康と看護　　(2) 小児の成長・発達と看護　　(3) 健康問題のある小児と看護

③ 配慮事項

ア　内容の(2)及び(3)については、必要に応じて実習を行い、小児の特質に応じた基本的な看護の方法を習得させること。

イ　内容の(3)については、学科の特色に応じて、扱わないことができること。

④ 内容の取り扱い

(1)のア 小児看護の意義については、小児の健康と小児看護の基本的な概念について扱うこと。イ 小児の保健と福祉については、小児保健の現状と小児の保健・福祉に関する基本的な法規や制度の概要を扱うこと。

(2)については、小児期の成長・発達に関する基礎的な内容と小児の日常生活、家族の子どもに対するかかわり方や生活指導、育児における家族の役割などについて看護と関連付けて扱うこと。

(3)については、健康問題のある小児とその家族に対する看護に関する知識と技術について基礎的な内容を扱うこと。

（３）名称変更された科目

「看護臨地実習」

①　改善点

臨床での看護実習に限らず、様々な看護実践の場で実習することにより内容の充実を図るため、名称を「看護臨地実習」に変更。

② 目　標

看護に関する各科目において習得した知識と技術を臨床の場で活用し実践する経験を通して、看護観をはぐくみ、問題解決の能力を養うとともに、チーム医療に携わる様々な職種の役割及び保健医療福祉との連携・協働について理解し、臨床看護を行うために必要な能力と態度を育てる。

③ 内　容

(1) 基礎看護臨地実習
- ア 医療施設の機能と看護の役割
- イ 患者の理解
- ウ 看護におけるコミュニケーション
- エ 日常生活の援助
- オ 看護の展開

(2) 領域別看護臨地実習
- ア 成人看護臨地実習
- イ 老年看護臨地実習
- ウ 小児看護臨地実習
- エ 母性看護臨地実習
- オ 精神看護臨地実習

(3) 統合実践看護臨地実習
ア 在宅看護臨地実習
イ 看護の統合と実践

④ 配慮事項

ア 指導に当たっては、生徒が主体的に設定した看護に関する課題について、問題解決的な学習をさせるようにすること。

イ 指導に当たっては、臨床の場における学習の効果を高めるために、事前及び事後の指導を適切に行うこと。また、医療事故などの防止及び個人情報保護に関する指導を徹底し、安全と衛生に十分留意すること。

ウ 内容の(1)のオ、(2)及び(3)については、学科の特色に応じて、扱わないことができること。

⑤ 内容の取り扱い

(1)については、看護実践の基礎として必要な医療施設等の機能と看護の役割、患者の総合的な把握及び看護におけるコミュニケーションの重要性、患者の状態に応じた日常生活の援助の方法を扱うこと。

(2)のアについては、慢性期や急性期、回復期にある患者の看護の体験を通して看護の理論と実践を結び付け、成人に対する看護の特質と個別性について扱うこと。イについては、老年期の患者の看護の体験を通して看護の理論と実践を結び付け、老年期の特色と看護の特質について扱うこと。ウについては、小児の発達段階に応じた看護の体験を通して看護の理論と実践を結び付け、小児に対する看護の特質について扱うこと。エについては、母性の看護、新生児の看護の体験を通して看護の理論と実践を結び付け、対象に応じた看護の特質について扱うこと。オについては、精神保健活動の場と看護及び精神症状を現している人の看護の体験を通して、精神症状を現している人に対する看護の特質について扱うこと。

(3)については、看護に関する知識と技術を統合させるよう、チーム医療に携わる他職種や保健医療福祉との連携・協働などを含め、臨床実践の中で必要な基礎的な知識と技術を扱うこと。アについては、在宅における訪問看護や地域における医療看護活動などの実習を行うこと。イについては、臨床における看護活動について総合的な実習を行うこと。

「看護情報処理」

① 改善点

情報及び情報手段を活用する能力の育成について内容の充実を図るため、名称を「看護情報活用」に変更。

② 目 標

社会における情報化の進展と情報の意義や役割を理解させるとともに、情報の活用に関する知識と技術を習得させ、看護の分野で情報及び情報手段を主体的に活用する能力と態度を育てる。

③ 内 容

(1) 情報機器と情報の活用
ア 生活と情報の活用
イ 情報機器の活用分野
ウ 情報通信ネットワーク

(2) 情報モラルとセキュリティ
ア 情報の価値とモラル
イ 情報のセキュリティ管理

(3) 看護と情報機器の活用
ア 看護における情報機器活用の目的と意義
イ 個人情報の管理
ウ 保健医療福祉の現場における看護情報システム

④　配慮事項

指導に当たっては、看護に関する題材やデータなどを用いた実習を通して、看護の分野において情報を主体的に活用できるようにすること。また、他の看護に関する各科目と関連付けて指導すること。

⑤　内容の取り扱い

(1)については、情報化の進展が生活や社会に及ぼす影響、情報の意義や役割及び情報機器の活用分野の概要を扱うとともに、情報通信ネットワークを活用した情報の収集、処理、分析及び発信について体験的に扱うこと。

(2)については、個人のプライバシーや著作権など知的財産の保護、収集した情報の管理、発信する情報に対する責任などの情報モラル及び情報通信ネットワークシステムにおけるセキュリティ管理の重要性について扱うこと。

(3)については、保健医療福祉サービス現場における情報の意義や役割及びコンピュータや医療用電子機器の活用の概要について扱うこと。アについては、医療用電子機器など測定機器の使用について扱うこと。イについては、保健医療福祉の現場における個人情報の管理の実際と重要性について扱うこと。ウについては、看護援助を適切に行うための情報システムの活用を具体的に扱うこと。

4　各科目にわたる指導計画の作成と内容の取り扱い

（１）指導計画の作成に当たっての配慮事項

① 看護に関する各学科においては、「基礎看護」及び「看護臨地実習」を原則としてすべての生徒に履修させること。

② 看護に関する各学科においては、原則として看護に関する科目に配当する総授業時間の10分の５以上を実験・実習に配当すること。

③ 地域や医療機関、産業界等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。

（２）各科目の指導に当たっての配慮事項

コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を図り、学習の効果を高めるよう配慮するものとする。

（３）実験・実習を行うに当たっての配慮事項

関連する法規等に従い、施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。

※臨地実習においては、患者等の対象に対する医療過誤や生徒自身の院内感染などの医療事故を防止するため、次の観点から実習の指導基準や安全管理の具体的計画を検討するとともに、万一の事故や災害の際の危機管理体制についても整備をしておくことが必要である。

ア　臨地実習における患者等の安全に関すること。

イ　生徒の細菌やウイルスの感染予防及び放射線被曝防止に関すること。

ウ　薬品、火気、機器・器具などの安全な取扱いに関すること。

5　その他の留意事項

看護師養成を目的とする専攻科を設置する学科においては、看護師養成の教育内容に関する基準が改正され、教育時間の増加と教育内容の拡充が図られており、新しい基に基づく看護教育が平成21年から実施されていることも十分配慮して、教育課程を編成・実施していくこと。

Ⅱ　実 施 上 の 留 意 点

問１　「基礎看護」はどのように取り扱えばよいか？

看護に関する専門科目の学習の基盤となる基礎科目であり、看護師養成新カリキュラムにおいても、「基礎看護学」を一つの分野として独立させ、「専門分野Ｉ」の教育内容として位置づけられている。

①内容の取扱いについては、以下にまとめた。

ア　望ましい看護観や職業観及び看護職としての倫理観を育成すること。

イ　内容の(2)及び(3)については、講義と実習の一体的な指導により、知識と技術が統合化されるようにすること。

ウ　内容の(4)のエについては、学科の特色に応じて扱わないことができること

②目標は従前どおりであるが、内容の取扱いについては次のとおりである。

③内容と変更点等については以下の表にまとめた。下線部は新設された箇所。

内　容	変更点および内容の取り扱い
(1) 看護の意義と役割 ア 看護の対象の理解 イ 看護の意義 ウ 看護活動の分野 エ 看護職とその倫理	
(2) 日常生活と看護 ア 日常生活の理解 イ 食生活の<u>援助</u> ウ 排泄の<u>援助</u> エ 活動・運動の<u>援助</u> オ 睡眠と休息の<u>援助</u> カ 身体の清潔の<u>援助</u> キ 衣生活の<u>援助</u> ク 学習、生産的な活動、レクリエーションの<u>援助</u> ケ 病床環境の調整 コ <u>安全と医療事故</u>	・患者の状態に応じた日常生活の援助をするための基本的な知識と技術を扱う。 ・イ～クについては、「援助」という文言を付加。 ・コについては、正しい知識と基礎・基本に従った技術が医療事故を防ぐことにつながることや、危機管理の方法について、理解させる。
(3) 診療と看護 <u>ア フィジカルアセスメント</u> イ 診察・検査と看護 ウ 与薬 エ 罨法・保温 オ 褥瘡の予防と手当て カ 無菌法と院内感染の予防 キ 救急処置 <u>ク 災害看護</u>	・アについては、フィジカルアセスメントに関する知識と技術が看護の基盤となることを理解させる。 ・包帯に関する知識については、エで指導する。 ・クについては、災害医療・看護における看護者の役割を理解させる。
(4) 看護活動の展開 ア 患者との人間関係 イ 疾病・障害の状態と看護 ウ 看護の展開 エ 看護活動の場における組織	・コミュニケーションの重要性と方法についても取り扱うこと。 ・アとイの順番を変更 ・ウは「看護の過程」から名称変更

問２　各科目の履修順序は？

特に示されていないが、「人体の看護」「疾病と看護」「生活と看護」「基礎看護」については、低学年から履修させ基礎を習得させる必要がある。

問３　普通科や総合学科などにおいて履修が考えられる科目は？

総則第５款の４において、「普通科においては、地域や学校の実態、生徒の特性、進路等を考慮し、必要に応じて、適切な職業に関する各教科・科目の履修の機会の確保について配慮する」と示されている。

どのような科目を履修させるのがよいかは、生徒の特性、進路等により一律には決められないが、例えば、「基礎看護」といった科目が考えられる。

問４　看護に関する学科における必履修科目の代替は？

総則第３款の２の(2)にしめされているとおり、専門教科・科目の履修によって、必履修教科・科目と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目の履修をもって必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができる。

これは、各教科・科目間の指導内容の重複を避け、教育内容の精選を図ろうとするものであり、必履修科目・教科の単位数の一部を減じ、その分の単位数について専門教科・科目の履修で代替させる場合と、必履修教科・科目の単位数の全部について専門教科・科目の履修で代替させる場合とがある。

看護に関する学科では、「基礎看護」や「人体と看護」等を「保健」に代替することなどが考えられる。また、「看護情報処理」の履修により「社会と情報」又は「情報の科学」のいずれかと代替することも可能である。

問５　各教科・科目の分割指導及び単位の認定について、どのように扱えばよいか？

学校においては、あらかじめ計画して、各教科・科目の内容及び総合的な学習の時間における学習活動を学期の区分に応じて単位ごとに分割して指導することができるが、その場合の単位の習得の認定は、年度終了時に行うことも、学期の区分ごとに行うことも可能である。

また、２以上の年次にわたって各教科・科目等を履修する場合、特定の年度における授業時数は１単位（35単位時間）に満たないが、次年度に連続して同一の科目を設定するような場合などにおいて、２以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の認定を行うことも可能とし、今回の改訂では、単位認定は各年次ごとに行うことを「原則とする」としている。